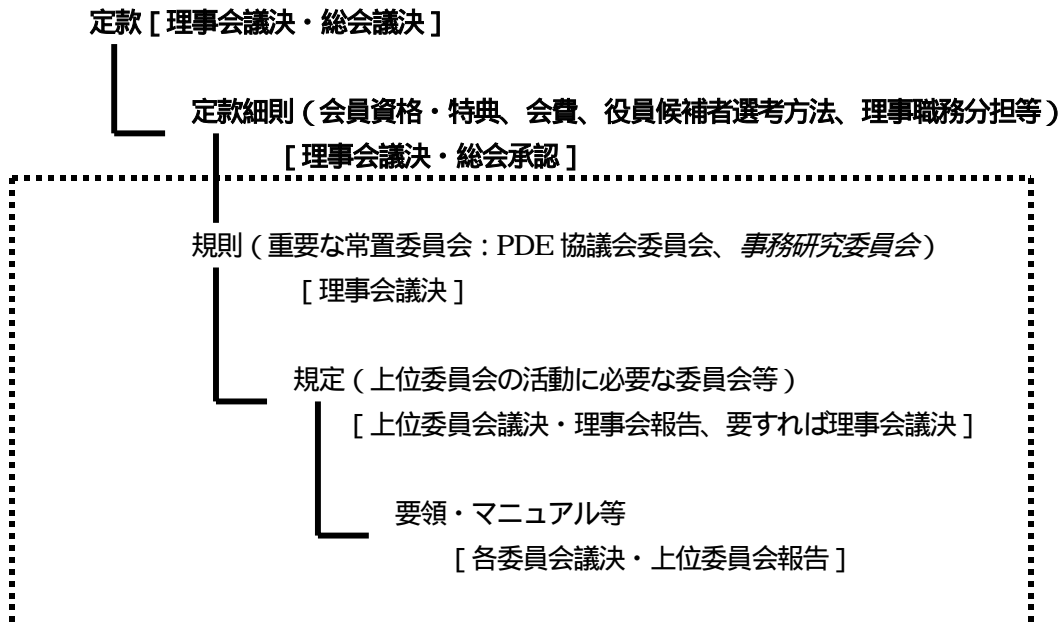


日本工学会諸規則設計

# 基本	定款	理事会議決・総会議決
	定款細則	理事会議決・総会承認
	規則	理事会議決
	規定	上位委員会議決・理事会承認
	要領・マニュアル等	各委員会議決・上位委員会報告

具体案



規則、規定の制定

第 6 回 (社) 日本工学会理事会 (平成 14 年 11 月 21 日開催) にて下記の規則、規定が定められる。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. PDE 協議会委員会規則 | 制定日：平成 14 年 11 月 21 日 |
| 2. PDE 諮問会議規定 | 制定日：平成 14 年 11 月 21 日 |
| 3. PDE 協議会委員会幹事会規定 | 制定日：平成 14 年 11 月 21 日 |

PDE 協議会委員会規則

(PDE : Professional Development of Engineers)

制定 平成 14 年 11 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本工学会(以下「本会」という)の定款細則第 15 条の定めに基づき、PDE 協議会委員会(以下「本委員会」という)の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本会の定款細則第 15 条の定めに基づき、本委員会を設置する。

(任務)

第 3 条 本委員会は、本会会員の学協会を中心とする技術者継続能力開発(CPD)の高度化、そのシステム構築と推進中核組織体(仮称 PDE 協議会)設立の準備に必要な次の業務を行う。

- (1) 学協会により構成される PDE 協議会の組織化とその運用の計画を策定する。
- (2) 技術者個人の能力開発の推進と産業界、社会一般への CPD 啓発活動の推進を行う。
- (3) 技術者の CPD に資する教育コンテンツの標準化および規格化のための評価基準を策定する。
- (4) 本委員会参加学協会の持つ教育コンテンツ情報の統合提供システムを構築して試行する。
- (5) 教育受講者の受講履歴の評価・登録・管理用標準化モデルシステムを構築する。
- (6) 本委員会参加学協会の一部をネットワーク化し、PDE 協議会機能のモデルシステムを構築して試行する。
- (7) 「技術士」用継続教育との整合化の検討と推進を行う。
- (8) その他任務遂行に必要な業務を行う。

(構成)

第 4 条 本会会長または会長が指名する者を委員長とし、PDE 協議会活動に主体的に参画する学協会からの代表者および本会会長の指名する者によって構成する。

- 2 委員のうち、2 人以内を副委員長とする。

(選任)

第 5 条 本会の定款細則第 16 条の定めに基づき、委員は理事会の議決を経て本会会長が委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が選任する。

(職務)

第 6 条 委員長は、本委員会の業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員は、辞任又は任期満了の後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(開催、招集)

第8条 本委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 本委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(議事等)

第9条 本委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 本委員会の議事は、議決を要する場合には、出席委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 別に定めるPDE諮問会議の議長もしくは議長が指名する者は、本委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 委員長が必要と認める者は、本委員会に出席して意見を述べることができる。

(代理表決等)

第10条 本委員会に出席できない委員は、代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

(議事録)

第11条 本委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(理事会への報告)

第12条 委員長は、本委員会の業務活動状況について理事会に報告するものとする。

(入会)

第13条 学協会あるいは団体から入会の申し込みがあったときは、幹事会の審議を経て、本委員会にて承認されるものとする。

(下部委員会の設置等)

第14条 委員長は、本委員会の業務に必要があると認めるときは、本委員会の議決を得て、常設もしくは特別委員会等を置くことができる。

(実施要領)

第15条 この規則の実施に関して必要な事項は、本委員会が別に定める。

(委員会費)

第 16 条 本委員会に参加する学協会は、本委員会の活動経費として年額 10 万円を本会に納入する。

(改正および廃止)

第 17 条 この規則を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2 この規則は、平成 14 年 11 月 21 日より施行する。

PDE 諮問会議規定

制定 平成 14 年 11 月 21 日

(目的)

第 1 条 PDE 諮問会議(以下「本会議」という)の業務は、日本工学会会長(以下「本会会長」という)の諮問に応じて助言を行い、PDE 協議会委員会の業務遂行に資することを目的とする。

(構成)

第 2 条 本会議は、本会会長により委嘱された 10 名以内の有識者を委員として構成する。

2 本会会長は、委員の中の 1 名を議長に選任し、委嘱する。

(任務)

第 3 条 議長は、本会議の運営を統括する。

2 議長もしくは議長の指名する委員は、PDE 協議会委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(開催)

第 5 条 本会議は年 1 回以上開催し、本会会長が招集する。

(その他)

第 6 条 本会会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

2 議事録は、委員の発言は無記名とし、本会会長の判断と責任において要旨をとりまとめ、PDE 協議会委員会の業務遂行の改善に供する。

3 本規定を改正又は廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

4 本規定は、平成 14 年 11 月 21 日より施行する。

PDE 協議会委員会幹事会規定

制定 平成 14 年 11 月 21 日

(目的)

第 1 条 この規定は、PDE 協議会委員会（以下「本委員会」という）規則第 14 条の定めに基づき、PDE 協議会委員会幹事会（以下「本幹事会」という）の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本委員会規則第 14 条の定めに基づき、本幹事会を設置する。

(任務)

第 3 条 本幹事会は本委員会の活動および運営の円滑化を図るために必要な業務を行う。

(構成)

第 4 条 本委員会の委員の中から、委員長が指名する者によって構成する。

2 委員長もしくは開催の都度、委員長の指名する副委員長を座長とする。

(職務)

第 5 条 座長は、本幹事会の業務を統括する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は本委員会委員の任期と同一とする。

(開催、招集)

第 7 条 本幹事会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長がこれを招集する。

(議事・代理人等)

第 8 条 本幹事会は、本委員会に付議および報告する案件について論議し、座長はその結果を参考にして本委員会の議事内容を策定するものとする。

2 本幹事会に出席できない委員は、代理人をもって論議に参加することができる。

(その他)

第 9 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

2 本幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

3 本規定を改正又は廃止しようとするときは、本委員会の承認を得なければならない。

4 本規定は、平成 14 年 11 月 21 日より施行する。